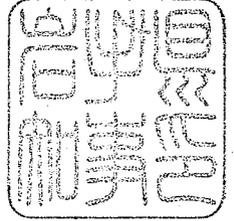


都 第 1 - 2 6 号
平成 27 年 7 月 3 日

宮古市長 様

岩手県知事 達増 拓也



宮古都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、下記のとおり都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しを送付します。

また、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するようお願いいたします。

記

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 都市計画施設（道路）

(2) 名称 宮古都市計画道路3・7・24号津軽石音部線

2 変更年月日 平成27年7月3日付け（岩手県告示第561号）

3 添付書類

(1) 都市計画の図書の写し 省略

(2) 都市計画の変更の告示の写し 1部

担当：県土整備部 都市計画課
計画整備担当
主査 熊谷 仲実
TEL 019-629-5889



岩手県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮古市津軽石第5地割から音部第4地割まで（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

宮古都市計画道路の変更（岩手県決定）

都市計画道路に3・7・24号津軽石音部線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・7・24	津軽石音部線	宮古市津軽石第5地割	宮古市音部第4地割	宮古市赤前第13地割	約8,220m		2車線	7.0m		
	構造形式の内訳		宮古市赤前第13地割	宮古市音部第7地割		約771.0m	地下式		6.5m		
						約7,449.0m	地表式		6.5m ～ 12.50m	JR山田線と立体交差1箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災津波の被害から早期復興を図るため、本案のように追加するものである。

理 由 書

宮古都市計画道路は、昭和 17 年 4 月 15 日付け内務省告示により当初決定され、その後の社会情勢及び都市機能の変化に対応するため、数次の見直しを経て、23 路線、延長約 38.23 km を計画決定してきたところである。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波では、海岸に近い集落内を通る主要地方道重茂半島線は津波により寸断され、各集落、そして重茂半島が孤立したところである。

県では、この教訓を踏まえ、重茂半島の早期復興を推進するとともに、東日本大震災津波と同規模の津波が発生した場合でも、各集落、重茂半島の孤立を防ぐことを目的として事業計画を検討してきたところである。

また、重茂半島の音部地区は県内でも有数の水産業が盛んな地域であり、宮古市の重要な基幹産業の拠点ともなっているが、現道の重茂半島線は急カーブが多く、幅員も狭小であるため、産業振興に資する速達性の高い幹線道路の整備が望まれている。

今回、宮古市で事業を進めている一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）、並びに国土交通省が整備する三陸沿岸道路及び国道 45 号の存する津軽石地区を起点とし、重茂半島の中心集落である音部地区を終点とする延長約 8.2 km の区間について都市計画決定し、重茂半島での災害時の孤立解消、被災後の応急・復旧活動の円滑化及び交通の安全性の向上を図るとともに、水産業を中心とする宮古市の産業振興に資することにより、東日本大震災津波の被害から早期復興を目指すものである。

以上のことから、宮古都市計画道路に 3・7・24 号津軽石音部線を本案のように追加するものである。